

2020年3月25日

質疑

◆第46号議案

無所属の中西智子です。

第46号議案「令和元年度(2019年度)箕面市一般会計補正予算(第9号)」について、質疑を行います。

この補正予算には「新型コロナウイルス緊急対策事業費」3407万6千円が計上されています。その内容として、1つは感染拡大防止策として「民生費」に計上され、市内の公立・市立の保育所・幼稚園に対し、1施設あたり50万円を上限に消毒液や空気清浄機等の購入を助成するというものです。対象は保育所、幼保連携型認定保育園、地域型保育所施設、認可外保育施設、幼稚園、幼稚園型認定こども園、学童保育、子育て支援センター、一時預かり(ちょこっと保育)の全68施設となっており、全額が補助されるということです。またもう1つは学校給食休止への対応策として「教育費」に計上されており、箕面市学校給食会が、購入していたけれども使用できなかった食材費について、4分の3補助を行うというものです。

そこで、以下2点について質問いたします。

1点目に、この補正予算は、国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 第2弾」という緊急財政措置に基づくものであると考えますが、その対象施設および対象事業について質問します。

この「国の緊急対応策 第2弾」は、(1)感染拡大防止策と医療提供体制の整備、(2)学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、(3)事業活動の縮小や雇用への対応、(4)事態の変化に即応した緊急措置等、という4つの項目に分類されていますが、たとえば、(1)の感染拡大防止策の対象は、子どもだけではなく、介護施設や障害者施設は含まれていないのでしょうか。ご答弁を求めます。

また、この感染防止策では、需要と供給の両面からの総合的なマスク対策を講

ずるとされており、国は先ごろ各地方公共団体に対して、マスク需要における調査をおこなったと聞いています。箕面市では、どのような施設等に対して調査を行い、どのような報告をされたのでしょうか。民間の療育事業所や、介護施設、障害者施設や各事業所等への調査や結果はいかがでしたか。マスクや消毒液がなくて困っている、あるいは施設内感染が気がかりな課題であるという問題について、箕面市ではどのような状況であると具体的に把握されているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

答 弁 者 総務部長

まず、1点目の「国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の対象施設及び対象事業」についてのお尋ねのうち、「感染拡大防止策の対象」についてですが、介護施設や障害者施設も対象です。

次に、「国が実施したマスク需要における調査に関して、本市が調査対象とした施設等や国への報告」についてですが、介護施設や障害者支援施設に対するマスクや消毒液の支援については、国の緊急対応策第2弾に基づき、大阪府が窓口となり行うもので、マスクに関する施設への調査については、大阪府から、3月2日付けで本市へ依頼があり、市内98か所の高齢者施設・事業所、障害者支援施設等の情報を府へ提供するとともに、各事業者から大阪府へ直接回答するよう周知しました。

調査結果については、3月11日付けで大阪府から市に対し高齢者施設・事業所分の報告があり、市内79か所の施設・事業所から、1ヶ月あたりマスク約33,000枚、消毒液約430本の不足があるとの回答結果でした。なお、障害者施設等については、現在集計中であり、追って報告があると聞いています。

その後、国から3月18日付けで、布製マスク2,000万枚を一括購入し、高齢者施設・事業所、障害福祉サービス施設・事業所等に、順次配布するとの通知が、また、消毒用エタノールについては、3月13日付けで、医療機関・高齢者施設等への消毒用エタノールの優先供給のスキームを構築し、都道府県からの要請を受けて対応するとの通知がありました。

本市の独自の取り組みとしては、市内の介護事業所や障害福祉サービス事業所が、国等が発信する新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の収集状況や各事業所での感染症発生防止に係る対応状況を把握するため、介護事業者170事業所、有料老人ホーム14カ所、サービス付き高齢者向け住宅14カ所、障害福

祉サービス事業者 138 事業所に対し、2 月 28 日付けでアンケートを送付し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する取り組みを行うよう周知するとともに、市への要望等を聴取しました。

アンケート結果では、各事業所において、市ホームページ等を通じて情報収集を行うとともに、感染拡大防止に係る取り組みを行っていましたが、一部の事業所では、マスクや消毒液が不足しているとのことがありました。

2 点目に、今回の補正予算以外に（枠があるのに）支援・補助事業等を計上しなかった理由についてお尋ねいたします。

先ほど挙げました「学校への臨時休業に伴って生じる課題への対応」策のメニューのなかには、午前中から学童保育を開所する場合の保護者の負担軽減や追加的に発生する事業経費、放課後デイサービスへの支援、ファミリー・サポート・センター利用料の減免、家庭で学習を行う児童生徒の学びの支援や、心のケア等のための公立学校における加配教員や学習指導員、スクールカウンセラー等の活用支援があるようですが、これらについて、今回の補正でエントリーしなかったのは何故でしょうか。以上説明を求めます。

また、高齢者や障害者の訪問介護や居宅介護のサービスを担うヘルパーさんから、マスクがなくて困っている、という声をしばしば聞くようになりました。その他の介護施設や事業所でもお困りのところがあるでしょうし、児童発達支援や放課後等デイサービス等でも同様であると考えます。これらの課題について、市はどのように受け止めておられるのでしょうか。またお考えや対策をお聞かせください。

以上、ご答弁を求めます。

次に、2 点目の「補正予算以外に支援・補助事業等を計上しなかった理由」についてのお尋ねのうち、「学校への臨時休業に伴って生じる課題への対応策へエントリーしなかった理由」についてですが、本市における当該緊急対策事業の対象として、公立保育所や学童保育用の空気清浄機等の購入経費、民間保育施設への感染拡大防止事業にかかる補助金などの関係予算を一般会計補正予算第 9 号に計上したところです。それに加え、公立保育所などで使用する非接触型の体温計や消毒液などの購入費、休校時に保護者が利用した放課後デイサービスやファ

ミリーサポートセンターの利用料減免補填措置費、学童保育の時間延長にかかる放課後児童支援員の人件費などが国庫補助の対象ですが、既定予算で対応しているため、補正予算には計上しておりませんが、国の緊急対応策には適切にエントリーしており、財源が確保される見込みです。

なお、公立学校における加配教員や学習指導員、スクールカウンセラー等に関する緊急対応策の活用については、加配せず既存の教員での対応としたことなどにより追加経費が発生していないため、緊急対応策の補助対象にはなりません。

次に、「マスクがなくて困っているとの声」についてですが、先にご答弁いたしましたとおり、国において介護施設や保育施設等の現場におけるマスク不足の解消を図る目的で、再生利用可能な布製のマスクを、国が一括して2000万枚購入し緊急措置として配布することとされており、本市の保育施設用として、大阪府を通じて必要数の照会があり、市内すべての保育施設46施設に照会した結果、すべての施設から回答があり、職員計1,119名分について国に対し配布を依頼したところです。なお、保育施設等においては、日々、些細な相談はあるものの、現時点でマスクなどの不足や施設運営上の課題などについての相談や要望はありません。

児童発達支援センター等のマスク不足への対応などについては、所管の大阪府が適切に対応するものと考えています。なお、市にご相談や要望があった場合には、必要に応じて大阪府につなぐなど丁寧な対応を心がけています。

また、高齢サービスや障害サービスのヘルパー事業所を含む関係事業所のマスク不足に関しては、3月18日付けの国通知をふまえて、国による布製マスク配布に対する協力を行い、問題の解消に努めてまいります。

なお、本市においても、市内の事業者からの厚意により布製マスクの優先調達が来週にも可能となる見通しであり、国からの配布より早く入手できた場合には、速やかに関係機関に配布を行います。

以上、ご答弁といたします。